

はしがき

近年、相続は増え続けています。相続制度も家督制度から現行民法の均分相続となり、70数年が過ぎました。

均分相続は、平等ですが公平ではありません。

例えば、長男夫婦が家業を手伝い、親を介護し最期を見取りました。親の介護は、精神的、肉体的に負担を強いられます。

現在、民法は寄与分制度を設けていますが、通常は親の介護や家業の手伝いが対価として長男の相続分に反映することはほとんどありません。いざ裁判となっても裁判官はすべての事情を総合的に考慮し判決を出しますが、法定相続分を変えることができません。義父（母）の世話を続けていた長男の妻の心情は察するに余りあります。

そこで、令和元年の相続法改正では、一定の親族が被相続人の介護をした場合は特別寄与者として各相続人へ遺産取得割合に応じ、特別寄与料として請求できることになりました。しかし、介護の大きな労苦が対価に反映するかどうかは疑問です。

均分相続は平等相続ですが、平等と公平の違いはわかりづらいです。

わかりやすく、お正月のお年玉を例にとります。祖父が小学生、中学生、高校生の孫にあげたお年玉袋の中身が、一律1万円でしたら、それは「平等」です。しかし、通常は3,000円、5,000円、1万円と年齢に応じた金額が入っています。これが「公平」です。そして、平等の中に不平等（公平）を持ち込めるのは遺言しかありません。

昨今の相続は複雑で多様化しています。離婚・再婚、お一人様、行方不明、被相続人が高齢なら配偶者も高齢です。認知症を発症していることも少なくなく、判断能力がなければ遺産分割ができません。もし資産家でしたら、相続税納税期限も考慮しなければなりません。

このような状況および今後の社会情勢の変化に対応するためにも、遺産分割を不要とする遺言の必要性はさらに高まっています。

法務や税務はもちろん、不動産業や建築業、金融機関、生命保険業なども相続を避けて通ることはできません。相続に関わる者にとって

実務に即した遺言の知識は必須です。

本書は、相続に関わる実務家に向けた実務書です。普段の遺言実務の中での疑問点や、類書にはない部分にも触っています。**⑩**の内容も数多くの相続現場を体験した中で出会ったものを主なテーマとして選び、法的な裏付けをとりながら、各専門家の立場から実務に役立つようにまとめています。

また、本書の執筆者は、全員が相続のプロを養成する研修・教育機関である、NPO 法人相続アドバイザー協議会主催の相続アドバイザー養成講座の講師を長年務めた経験を持っています。また、多くの著者は現在も講師を務めております。そして、日頃から力を合わせて相続案件をともにしている 5 人でもあります。

巷には相続の本が溢れています。遺言の本も数多くあります。しかしながら、多くの相続の現場を経験し、実務に沿って作成した遺言解説本はそう多くありません。

そこで、相続の実務家の遺言実務を行う上で必要な知識を簡単に得るための手引きとして平成 26 年 11 月に「遺言相談標準ハンドブック」を執筆いたしました。

3 訂版では、平成 30 年の相続法改正の施行に伴い、自筆証書遺言の保管制度や自筆証書遺言の方式緩和など全体を通じ改正内容も最新情報に改め、読みやすくしました。相続全般について解説した既刊の相続相談標準ハンドブック（改訂版）とともに本書が相続実務に関わる皆様に少しでもお役に立てばうれしい限りです。

最近は遺言書作成の依頼が増えています。コロナ禍に背中を押され相続が現実味を帯びてきており、遺言書作成などの生前相続対策が顕在化してきた感があります。これら世のニーズに対応するためにも本書を一冊お手元に置いてくださればと思います。

令和 3 年 4 月 執筆者一同

基 础 編

Q 1	相続手続のフロー	12
Q 2	法定相続人と法定相続分	21
Q 3	遺言の種類と特徴	25
Q 4	自筆証書遺言作成までの簡単な流れ	31
Q 5	公正証書遺言作成までの簡単な流れ	33
Q 6	遺言の効力	35
Q 7	自筆証書遺言の日付	36
Q 8	生前贈与と遺言	37
Q 9	寄与分と遺言	44
Q 10	行方不明者と認知症	49
Q 11	相続放棄・遺留分の放棄・相続分の放棄・遺贈の放棄	52
Q 12	「相続させる遺言」の意義	60
Q 13	「相続させる遺言」と「遺贈する遺言」の違い	62
Q 14	検 認	64
Q 15	遺留分制度	66
Q 16	遺留分侵害額の計算方法（特別受益等の価額）	69
Q 17	遺留分侵害額の計算方法	71
Q 18	遺留分と遺留分割合	73
Q 19	遺産分割協議書作成の注意点	76
Q 20	遺言・協議・調停・審判による遺産分割	82
Q 21	相続税の納税義務者・申告制度・納付方法	85
Q 22	相続税の計算方法	93
Q 23	小規模宅地等の特例	105

Q 24	遺言による信託の設定と遺言代用信託	114
Q 25	信託の仕組みと特徴	121
Q 26	付言の具体例	131
Q 27	相続人以外の者の貢献を考慮する制度	134

作 成 編

Q 28	遺言を必要とするケース	138
Q 29	遺言の表示方法	144
Q 30	五感が不自由な人の遺言	146
Q 31	詐欺、強迫による遺言	148
Q 32	遺言能力	150
Q 33	遺書とエンディングノート	152
Q 34	とりあえず遺言とは	153
Q 35	自筆証書遺言の方式の緩和	154
Q 36	自筆証書遺言の保管制度	161
Q 37	公証役場の役割と活用	164
Q 38	公正証書遺言の作成手数料	167
Q 39	公正証書作成に必要な書類と段取り	174
Q 40	公正証書遺言作成時に必要な証人	179
Q 41	公正証書遺言の原本・正本・謄本の違い、原本の保存期間	181
Q 42	公正証書遺言原本の閲覧、正本・謄本の交付	183
Q 43	緊急時に遺言者が本人であることを確認する方法	185
Q 44	遺言執行者の指定	187

Contents

Q 45	資産の包括的記載と個別記載	189
Q 46	対象財産特定のため記載に工夫をする場合	191
Q 47	財産の具体的な分割について記載しない遺言	193
Q 48	予備的遺言の必要性が高い場合	195
Q 49	高齢の兄弟姉妹の予備的遺言	198
Q 50	親の再婚と遺言作成の必要性	199
Q 51	危急時遺言	200
Q 52	秘密証書遺言の概念と手続き	204
Q 53	清算型遺言の特徴と手続方法	207
Q 54	相続人以外の人に財産を渡す方法	215
Q 55	預貯金の遺言の書き方	217
コラム	債権を遺贈の目的とした場合に、遺言者が生前に弁済を受けてしまったらどうなるか	219
Q 56	尊厳死宣言と遺言の違い	220
Q 57	一通の遺言に複数の遺言をすることの可否	223
Q 58	将来自分の財産となる見込みの財産を遺言の対象財産とすることの可否	225
Q 59	遺言による認知	226
コラム	嫡出子と非嫡出子の法定相続分に関する最高裁の判例変更とその後の法改正	228
Q 60	遺言による未成年後見人の指定	230
Q 61	不動産の登記手続を意識した遺言	232
Q 62	ペットのための遺言	234
Q 63	遺言による財団法人の設立	235
Q 64	条件・期限付遺言	243

Q 65	負担付相続・遺贈	246
Q 66	遺留分の放棄・放棄の撤回	248
Q 67	遺留分の計算	255
Q 68	死後事務委任契約の法的効果と利用範囲	260
コラム	死後事務委任契約でできること	264
Q 69	いわゆる後追い遺言	266
Q 70	永代供養信託	268
Q 71	子の借金から親の財産を守る	270
Q 72	外国人の遺言	271
Q 73	推定相続人の廃除	275
Q 74	祭祀の主宰者の指定	278
コラム	遺言の修正	280

見直し編

Q 75	公正証書遺言の変更	284
Q 76	遺言執行者が死亡した場合の対処方法	287
Q 77	生命保険金受取人の変更	288
Q 78	相続させる遺言の放棄	292
Q 79	借金がある場合の遺言と債権者の請求権	295
Q 80	遺言に貸付金の記載がある場合の注意点	297
Q 81	遺言で借地権を相続させる場合の注意点	300
Q 82	不動産の特性を理解して遺言を書くことの大切さ	303
Q 83	未登記建物を遺言する場合の注意点	307
Q 84	死因贈与の特徴と遺贈との違い	310

Contents

Q1 85	死因贈与を選択するケース	315
Q1 86	遺贈と遺言執行者選任の必要性	317
Q1 87	相続人一人でも遺言を書く理由	318
コラム	相続人以外に預金を遺贈する場合の注意点	320
Q1 88	遺言執行者の指定	322
Q1 89	遺留分と遺言	325
Q1 90	遺留分に配慮した遺言の書き方①	326
Q1 91	遺留分に配慮した遺言の書き方②	329
Q1 92	遺留分に配慮した遺言の書き方③	331
Q1 93	信託と遺言の選択	334
Q1 94	遺産分割における配偶者の保護	336
Q1 95	配偶者居住権	339
Q1 96	配偶者短期居住権	342
Q1 97	遺言作成にあたっての相続税の考慮	346
Q1 98	取得費加算	348
Q1 99	二世帯住宅と相続税対策	351

相 続 発 生 後 編

Q100	自筆証書遺言の検索	354
Q101	公正証書遺言の検索	357
Q102	公正証書遺言の訂正・誤記証明	361
Q103	一部遺言	363
Q104	遺産の一部分割と残余の分割	365
Q105	預貯金債権の払戻し	367

Q106	相続人による遺産の処分の遺産分割における取扱い	369
Q107	清算型遺言とその他の遺言	372
Q108	遺言執行者の権限（一般論）	374
Q109	遺言執行者の権限（遺贈や相続させる旨の遺言の場合）	377
Q110	遺言執行者の債務支払い権限	379
Q111	遺言執行の預貯金払戻し権限	380
Q112	遺言執行者の指定、権限、権利義務、復任権	382
Q113	相続による権利義務の承継	386
Q114	遺言執行と遺留分侵害額請求	388
Q115	遺留分侵害額請求権の行使方法	389
Q116	遺留分侵害額請求がなされ確定した場合の課税関係	391
Q117	親等における相続税額の違い	398
Q118	遺言の無効と課税関係	402
Q119	遺言と遺産分割協議の関係	404
Q120	包括遺贈の相続手続と注意点	405
Q121	税制改正	407
Q122	遺産分割協議後に発見された遺言の扱い	410
Q123	調停・審判後に発見された遺言の扱い	412
Q124	すべての財産を相続させる遺言と相続債務	413
コラム	自筆証書遺言が無効とされないための工夫	415
Q125	遺言執行手続の着手	416
Q126	遺言と同じ内容の遺産分割協議書を作成する意味	418
Q127	住居表示しかない遺言での登記	419
コラム	日記等を確認することも大切	420
Q128	養子縁組と遺言の選択	421



Contents

コラム	法的要件に欠ける自筆証書遺言	422
用語索引		423

● 凡 例 ●

本書で用いている略語は次のとおりです。なお、法律、施行令、施行規則等の規定集、アラビヤ数字は「条」を、ローマ数字は「項」を、「号」は○で囲んだ数字を利用してしています。

(略 称)	(正式名)
民	民 法
民 訴	民事訴訟法
民 執	民事執行法
民 附	民法附則
相 法	相続税法
相 基 通	相続税法基本通達
戸 籍	戸 籍 法
所 法	所得税法
所 基 通	所得税基本通達
措 法	租税特別措置法
財 基 通	財産評価基本通達
国 通 法	国税通則法
消 法	消費税法
円滑化法	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
登 稅 法	登録免許税法
地 法	地方税法
農 地	農地法
信 法	信託法
公 証 人	公証人法
会	会 社 法
不 動 登	不動産登記法
生 緑 法	生産緑地法
旧郵貯法	旧郵便貯金法
遺言書保管法	法務局における遺言書の保管等に関する法律

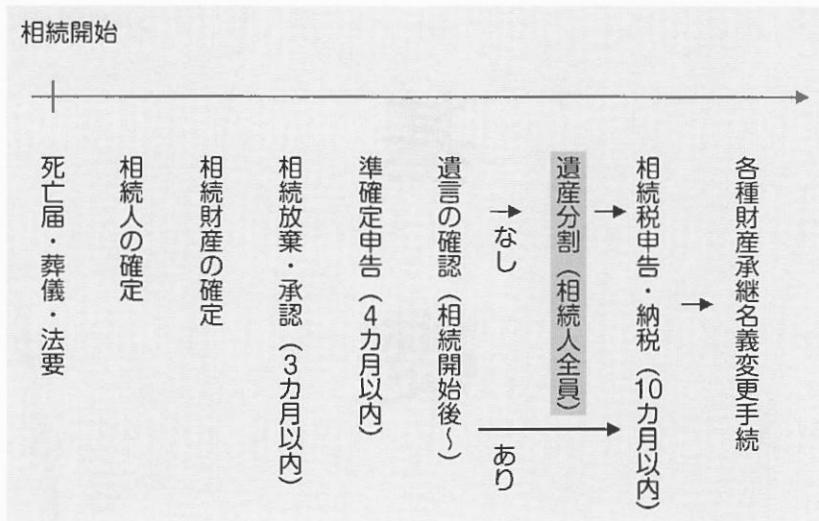
基
礎
編

基礎
編

Q1 相続手続のフロー

相続が発生しました。
まず何から行えばよいですか。

◀相続フロー図▶



1 死亡届

親族、親族以外の同居者、家主、地主、家屋もしくは土地の管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人が、死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡があったときは、その事実を知った日から3カ月以内）に、「死亡地」、「死者の本籍地」、「届出人の所在地」の区役所・市町村役場のいずれかの一方所へ死亡届を提出します（戸籍86、87）。

【死亡届】

死 亡 届

令和2年1月9日届出

東京都千代田区長 墓

受理	令和 年 月 日 第 号	発送	令和 年 月 日
送付	令和 年 月 日 第 号		長印
書類開立	戸籍記載	記録開立	調査票 附 祈 住民票 通知

(1) (よみかた)	みんじ いちろう 民事 一郎	男 □女	記入の注意 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。 死んだことを知った日からかえて7日以内に提出してください。
(2) 氏名			死亡者の本籍地でない役場に出すときは、2通提出してください。(役場が相当と認めたときは、1通で足ることもあります。) 2通の場合でも、死亡診断書は、原本1通と写し1通でさしつかえありません。
(3) 生年月日	昭和 23年12月14日	□午前 □午後 時 分	→「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
(4) 死亡したとき	令和 2年 1月 9日	□午前 □午後 4時 10分	内様のものはふくまれません。
(5) 死亡したところ	東京都港区虎ノ門一丁目1	番地 番 1号	□には、あてはまるものに印のようにしるしをつけてください。
(6) 住 所	東京都千代田区霞が関一丁目1	番地 番 1号	→死亡者について書いてください。
(7) (住民登録をしていいるところ)	世帯主 民事 一郎		届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録(厚生労働省所管)にも用いられます。
(8) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	東京都千代田区丸の内一丁目1	番地 番	
(9) 筆頭者 氏名	民事 一郎		
(10) 死亡した人の夫または妻	□いる (満 70歳) いない (□未婚 □死別 □離別)		
(11) 死亡したときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(竹公行は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □4. 3にあってはならない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □5. 1から4にあってはならないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯		
死亡した人の職業・産業	職業 産業		
その他			
届出人	□1. 同居の親族 □2. 同居していない親族 □3. 同居者 □4. 家主 □5. 地主 □6. 家屋管理人 □7. 土地管理人 □8. 公設所の長 □9. 後見人 □10. 保佐人 □11. 補助人 □12. 任意後見人 □13. 任意後見受任者		
住所	東京都千代田区霞が関一丁目1	番地 番 1号	
本人	東京都千代田区丸の内一丁目1	番地 番	
署名	民事 太郎	印 昭和51年 12月 28日生	
事件番号			

※法務省 HP より

【死亡診断書】

死亡診断書（死体検査書）

この死亡診断書（死体検査書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。活用で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	民事一郎	○男 2女	明治 錄付 生年月日 大正 平成 合和 (生れたてから既に死んでしまった) 午前・午後 時 分	23年 12月 14日
死亡したとき	令和 2年 1月 9日	午前・午後	4時 10分	
(12) 死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 ①病院 ②診療所 ③介護医療院・介護老人保健施設 ④助産所 ⑤老人ホーム ⑥自宅 ⑦その他			
(13) 施設の名称	東京都港区虎ノ門一丁目1 ○○○病院 ()			
死亡の原因	(1) 直接死因 脳出血		発病(発症)	10時間
I	(1)(1)の原因 動脈硬化症		又は受傷から死亡までの期間	4か月
(1)(1)の原因	◆年、月、日等の事実を記入してください			
II	(1)(2)の原因		◆年、月、日等の事実を記入してください	
直接死因は既死因と併存しない場合に備え付記しておきたい		直死因には既死因と併存しない場合に備え付記しておきたい (例: 1月3日、月、5時死2分)		
手術	1種 2有	既往及び主要疾患	令和 年月日	平成 年月日 昭和
解剖	1種 2有	主要疾患		
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死 外因死 不慮の外因死 2 交通事故 3 転倒・転落 4 潟水 5 煙、火災及び火焰による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 その他の死因及び不詳の死因 9 他殺 10 他殺 11 その他及び不詳の死因 12 不詳の死			
外因死の追加事項	傷害が発生したとき		合和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ
(16) 伝聞又は推定情報の場合はもしくは	傷害が発生したところの種別		1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 ()	都道府県 市町村
生後1年未溝で病死した場合の追加事項	手筋及び状況			
(17) 生後1年未溝で病死した場合の追加事項	出生時体重 グラム	単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	妊娠週数 満 週	
	妊娠・分娩における母体の状態又は異常		母の生年月日	前回までの妊娠の結果
	1 種 2 有	3 不詳	昭和 年 月 日	出生児 人 死産児 人 胎合和 (妊娠22週以後に限る)
(18) その他特に付言すべきことがら				
上記のとおり診断(検査)する				
(19) (病院、診療所、介護医療院等の名前及び住所) (地区又は医師の住所)	診断(検査)年月日 令和 年 月 日 本診断書(検査書)発行年月日 令和 年 月 日 東京都港区白金台1丁目3 番地 6 号 法務 康			
(氏名)	医師			印

*生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコ付けて書いてください。

*死亡の時は「午前0時」、他の12時は「午後0時」と書いてください。

*「老人ホーム」は、要援老人・老人ホーム、特別養護老人ホーム、経営老人ホームを含みます。

*死亡したところの種別は、「①病院」、「②診療所」、「③介護医療院・介護老人保健施設・施設」の名称に続けて、介護医療院・介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

*傷病名等は、日本語で書いてください。
1. 既往歴：各病について既往の有無(例：既往歴)、既往の病名(例：病原体名、部位(例：胃腫瘍部)等)、性状(例：病原細胞型)等で書いてください。

*既往歴中の死亡の場合は「既往歴死因」、たゞ分娩の死の場合は「分娩死因」の欄に記入せよ。既往歴死因の欄に記入せよ。既往歴死因の欄に記入せよ。既往歴死因の欄に記入せよ。

*「既往及び主要疾患」欄において、既往歴のその既往名と同様のあらわしを記入せよ。既往歴等による障害についてもカッコ付けて書いてください。

*「2交通事故」は、事故発生からの期間をつかひらず、その事故发生する死が該当します。
「5 潟水」、「6 煙及び火焰による傷害」は、火災による一過性障害の死、窒息も含まれます。

*「住居」とは、住宅、寮を含む、老人ホーム等の施設施設は含まれません。

*傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。

*妊娠週数は、最終月经、基底体温、経妊娠計測器等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

*母子健診等を参考に書いてください。

※法務省 HP より



② 相続人の確定

相続とは、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」(民896)となっています。したがって、相続手続を行ううえで、相続人の確定が非常に大切になります。

相続人の確定については①②を参照してください。

③ 相続財産の確定

遺産分割協議や相続税の申告をするにあたり、相続財産を特定しなければなりません。できるだけ早い段階で相続財産の総額を把握することで、円滑に遺産分割や相続税申告をすることが可能になります。

④ 単純承認・相続放棄・限定承認

「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」(民915)とされています。上記期間内に限定承認または相続放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされます(民921②)。単純承認すると、無限に被相続人の権利義務を承継することになります(民920)。

限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることをいいます(民922)。限定承認をしようとするときは、共同相続人全員が共同して、家庭裁判所に申述する必要があります(民923、924)。

相続放棄とは、各相続人が家庭裁判所に申述することによって初めから相続人とならなかったものとみなされる制度です(民938、939)。

相続放棄については①②を参照してください。

⑤ 準確定申告

年の中途で死亡した人の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。これを「準確定申告」といいます。

⑥ 遺言の有無

被相続人の最終意思の尊重という趣旨から、遺言がある場合、遺産分割をすることなく相続人または受遺者に財産承継することが可能となります。

公正証書遺言であれば、公証人役場で被相続人作成の遺言があるかどうか、検索ができます（平成元年以降の「公正証書遺言検索サービス」は全国のどの公証人役場でも検索できます）。公正証書遺言以外の場合であれば家庭裁判所において検認手続を行います。

また、自筆証書遺言に関しては、民法の改正により、法務局で保管を申し出ができるようになり、保管の有無の検索が可能となります（遺言書保管法101）。法務局で保管された自筆証書遺言は、遺言者死亡後の家庭裁判所における検認手続が不要となります（遺言書保管法11）（令和2年7月10日施行。[⑩⑩⑩](#)、[⑩⑩⑩⑩](#)を参照）。

これらに対し、法務局に保管されていない自筆証書遺言を発見した場合には、裁判所における検認（民1004）が必要となります。

⑦ 遺産分割

遺言で取得財産が包括的に定められている場合（例：妻に2分の1、長男に2分の1）や、遺言がない場合は、遺産に属する物または権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して財産を分ける協議をします（民906）。

遺産分割については[⑩⑩⑩](#)を参照してください。



8 相続税の申告・納税

相続税の申告が必要な人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に相続税の申告・納税が必要となります。

相続税については**Q15**、**Q16**を参照してください。

9 各種財産承継名義変更等相続手続

遺言により、または遺産分割協議終了後、財産承継名義変更手続を行います。公的な手続きも含め、主要な手続きは次のとおりです。なお、個々の事例により、手順・必要書類が異なりますので、請求・届出・申請・申立請求の際は必ず窓口にご確認ください。

【主な諸手続一覧】

手 続 き	窓 口	期 限	標準的必要書類
死亡届	市区町村役場	7日以内 (国外は3カ月以内)	死亡診断書または死体検案書
世帯主変更届	市区町村役場	14日以内	届出人の印鑑、身分証等
児童扶養手当認定請求書	市区町村役場	世帯主変更届と同時	戸籍謄本・除票含む住民票写し、所得証明書
国民健康保険資格喪失届	市区町村役場	14日以内	健康被保険証
後期高齢者医療資格喪失届	市区町村役場	14日以内	後期高齢者医療被保険者証
介護保険の資格喪失届	市区町村役場	14日以内	介護被保険証
印鑑登録証の返却	市区町村役場	期限なし	印鑑登録証(カード)
住民基本台帳カード	市区町村役場	期限なし	住民基本台帳カード
運転免許証の返却	警察署	期限なし	運転免許証、戸籍謄本

手 続 き	窓 口	期 限	標準的必要書類
パスポートの返却	都道府県パスポートセンター	期限なし	パスポート、戸籍謄本
年金受給者死亡届	年金事務所	10日以内 (国民年金は14日以内)	年金証書、戸籍謄本
未支給年金請求書	年金事務所	5年	年金証書、故人の除籍謄本、請求者の戸籍謄本、除票含む住民票の写し(世帯全員)、通帳コピー等
国民年金死亡一時金請求書	市区町村役場	2年以内	年金手帳、故人の戸籍謄本、請求者の戸籍謄本、除票含む住民票の写し(世帯全員)、通帳コピー等
国民年金遺族基礎年金請求書	市区町村役場	5年以内	年金手帳、故人の戸籍謄本、死亡診断書、所得証明書、請求者の戸籍謄本、除票含む住民票の写し(世帯全員)、通帳コピー等
国民年金寡婦年金請求書	市区町村役場	5年以内	年金手帳、故人の戸籍謄本、死亡診断書、所得証明書、請求者の戸籍謄本、除票含む住民票の写し(世帯全員)、通帳コピー等
遺族厚生年金請求書	年金事務所	5年以内	年金手帳、故人の戸籍謄本、死亡診断書、所得証明書、請求者の戸籍謄本、除票含む住民票の写し(世帯全員)、通帳コピー等
国民健康保険葬祭費	市区町村役場	2年以内 (葬儀の日の翌日から)	葬祭費支給申請書、健康保険証、通帳コピー等、葬儀社の領収証原紙
健康保険の埋葬料 (被保険者の場合)	年金事務所 健康保険組合	2年以内	健康保険埋葬料請求書、健康保険証、事業主の証明書、死亡診断書、通帳コピー等
労災保険葬祭料	労働基準監督署	2年以内	葬祭料請求書、死亡診断書

手 続 き	窓 口	期 限	標準的必要書類
労災保険 遺族補償給付	労働基準監督署	5年以内	遺族補償年金支給申請書、死亡診断書、故人の戸籍謄本、請求者の戸籍謄本除票含む住民票写し（世帯全員）、所得証明書
高額療養費支給申請	市区町村役場（国民健康保険） 年金事務所または 健康保険組合（健康保険）	2年以内 (療養費を支払った日から)	高額療養費支給申請書、健康保険証、医療費の領収書、通帳コピー等、戸籍謄本
かんぽ生命保険	郵便局	5年以内	保険証書、身分証明書、死亡診断書、会社所定の死亡証明書、除票含む住民票写し（世帯全員）、受取人の戸籍謄本
生命保険	保険会社	3年以内 (請求期間は各生命保険会社で異なる)	死亡保険請求書、保険証券、身分証明書、死亡診断書、故人の住民票の除票、受取人の戸籍謄本及び印鑑証明書、最終保険の領収書
不動産	法務局	期限なし	申請書、遺産分割協議書、被相続人の戸籍・除籍・改製原の謄本・住民票除票、相続人全員の戸籍謄本・印鑑証明書、取得者の住民票、固定資産評価証明書
預金・郵便貯金	各金融機関・郵便局	相続に関し 期限なし	相続手続依頼書、遺産分割協議書、遺言書、被相続人の戸籍・除籍・改製原の謄本、相続人全員の戸籍謄本・印鑑証明書、通帳、キャッシュカード
株式名義変更	証券会社、株式発行人	相続に関し 期限なし	株式名義書換請求書、遺産分割協議書、被相続人の戸籍・除籍・改製原の謄本、相続人全員の戸籍謄本・印鑑証明書

手 続 き	窓 口	期 限	標準的必要書類
普通自動車名義変更	陸運局	15日以内 (変更の事由があつた日から)	申請書、手数料納付書、自動車検査証、使用者の車庫証明書、自動車税納付済書、自賠責保険証、遺産分割協議書、被相続人の戸籍・除籍・改製原の謄本、相続人全員の戸籍謄本・印鑑証明書
電話名義変更	各契約会社	期限なし	承継届本人確認書類、被相続人及び相続人の戸籍謄本
遺言書の検認	家庭裁判所	遅滞なく	申立書、遺言書、被相続人の戸籍・除籍・改製原の謄本、相続人全員の戸籍謄本
相続放棄	家庭裁判所	3ヶ月以内	申立書、被相続人の住民票除票、被相続人の戸籍謄本、申立人の戸籍謄本
準確定申告	税務署	4ヶ月以内	確定申告書、確定申告書付表、給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、配当通知書、社会保険料控除証明書、生命保険料控除証明書、医療費の領収書 等
消費税の申告	税務署	4ヶ月以内	確定申告書、確定申告書付表 等
相続税	税務署	10ヶ月以内	相続税申告書、被相続人の戸籍・除籍・改製原の謄本、相続人の戸籍謄本・住民票、印鑑証明書、相続関係図、所得税準確定申告書、贈与税の申告書、遺産分割協議書、贈与財産の明細、相続財産明細・債務明細等

- ※ 個々の事例により、手順・必要書類が異なります。
- ※ 請求・届出・申請・申立請求の際は必ず窓口にご確認ください。
- ※ 戸籍等相続を証明する書面に代えて、法定相続情報一覧図の写しを提出することが可能な場合があります。



著者略歴

●奈良 恒則 (なら つねのり)

KAI 法律事務所代表・弁護士（第一東京弁護士会）、NPO 法人相続アドバイザー協議会専務理事。遺言作成・遺産分割調停・遺留分侵害額請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <https://sozoku.kailaw.com>

●麻生 興太郎 (あそう こうたろう)

弁護士。最高検査事を最後に退官後平塚公証役場の公証人に就任。公正証書遺言を中心として公証業務に従事するかたわら、市役所、NPO 法人相続アドバイザー協議会等、各種団体で年数十回遺言等の講演を行った。弁護士就任後も、各種団体で講演を行っている。

URL : <http://asou-ikigai.com>

●佐藤 健一 (さとう けんいち)

税理士法人 JP コンサルタンツ副代表、(株)JP 不動産鑑定代表、NPO 法人相続アドバイザー協議会副理事長。土地評価を中心に、多くの相続案件をサポートしている。

URL : <http://jpcg.co.jp/>

●中條 尚 (なかじょう たかし)

行政書士中條尚事務所代表・行政書士、社会福祉士、NPO 法人相続アドバイザー協議会副理事長。

遺言作成・遺産分割協議書作成等の相続手続、不動産・成年後見を中心に業務を行っている。

URL : <http://www.souzoku-s.com>

●野口 賢次（のぐち けんじ）

有限会社アルファ野口・代表取締役、NPO 法人相続アドバイザー協議会評議員。常に相続を心の視点からとらえ、多くの相続問題の処理にあたっている。

URL : <http://alfa-n.co.jp/>

●佐藤 量大（さとう ともひろ）

KAI 法律事務所・弁護士（東京弁護士会）、NPO 法人相続アドバイザー協議会会員。遺言作成・遺産分割調停・遺留分侵害額請求など相続法務問題を多く手がける。

URL : <https://sozoku.kailaw.com>